

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(瀬戸税務署長)

平成24年7月26日棄却・確定

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年1月25日判決、本資料262号-13・順号11863)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	河田 英正
同	加瀬野 忠吉
被控訴人	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	設樂 大輔
同	森本 浩志
同	村田 剛
同	原田 正樹
同	中 敏彦
処分行政庁	瀬戸税務署長

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 瀬戸税務署長が、平成20年6月27日付けでした、控訴人の平成11年分及び平成12年分の所得税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成11年分及び平成12年分の所得税について、別件の訴訟上の和解により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとして、国税通則法23条2項1号に基づき、それぞれ更正の請求をしたところ、瀬戸税務署長が、いずれもその更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたことから、同処分が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、これを不服として、控訴人が本件控訴をした。

- 2 前提となる事実、関係法令の定め、争点及び当事者の主張は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし3(原判決2頁12行目から同12

頁1行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁21行目の「雑取得」を「雑所得」と改める。

(2) 同2頁26行目から同3頁1行目までを、次のとおり改める。

「控訴人は、平成15年11月20日、本件各課税処分を不服として異議申立てをしたところ、瀬戸税務署長は、平成16年2月18日付けで異議申立をいずれも棄却する旨の異議決定をし、更に、同年3月17日、控訴人が審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成17年1月28日付けで、審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。」

(3) 同3頁5行目の「損害金」の次に「(売買損益金から委託手数料を控除した差引損益累計)」を付加する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であると判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1及び2(原判決12頁3行目から同14頁13行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決12頁16行目の「(売買損益金と委託手数料の差額)」を「(売買損益金から委託手数料を控除した差額)」と改める。

2 同13頁12行目から同頁23行目までを、次のとおり改める。

「しかしながら、前提となる事実(3)及び証拠(甲7の1ないし14)によれば、控訴人は、別件訴訟において、本件先物取引におけるA証券の行為の違法性を基礎づける事実として、不適格者の勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供、適合性原則違反、一任売買等の各事実を指摘し、これらの一連・一体の行為が不法行為に該当する旨の主張をするが、本件先物取引の効果が控訴人に帰属しないなどの主張は一切しておらず、控訴人は、本件先物取引の法的効果が控訴人に帰属することを前提として、本件先物取引による損失を損害として、A証券に対して別件訴訟(損害賠償請求訴訟)を提起し、別件和解をしたことが認められる。

また、控訴人は、本件先物取引が一任売買であり、実質的にはA証券の計算による取引であるから、本件先物取引の効果が控訴人に帰属しないと主張するが、平成11年末及び平成12年末の各時点で、本件先物取引における利益は、控訴人が返還請求すれば返還を受けることができたのであるから、控訴人が本件先物取引における利益を把握していたと認められる(弁論の全趣旨)のであって、本件取引の利益は控訴人に帰属していたといえることができる。」

3 同14頁13行目の「違法はない」の次に「(平成12年分の所得税に関する争点(2)については判断するまでもない。)」を付加する。

第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 片野 悟好

裁判官 檜皮 高弘

裁判官 濱谷 由紀